変異株陽性者への対応フロー【療養方針】

■ 変異株陽性者については、国通知に基づき、当面の間、原則として入院療養とすることが求められているが、自治体の病床確保状況等に基づき、宿泊療養・自宅療養としても差し支えないとされている。
■ 今後、変異株陽性者が増加した場合、病床逼迫が予想されるため、下記のとおり対応することとする。

①陽性者発生 ▶ **②変異株PCR検査** ▶ **③変異株陽性者の療養方針** ▶ **療養解除**

新型コロナ陽性判明

Ⓐスクリーニングにより変異株陽性

変異株陽性者の療養基準

【現状】
○変異株陽性者については、原則として入院療養対応

↓

【今後】
○入院療養に加え、下記の療養方針とすることも可とする。

①宿泊療養
「府における入院・療養の考え方」令和２年11月18日決定）に基づき、宿泊療養とすることも可とする。

②自宅療養
入院・宿泊療養とすることが適当ではないと判断される者については、「府における入院・療養の考え方」令和２年11月18日決定）に基づき、自宅療養とすることも可とする。

変異株対応療養方法

①入院療養
○個室又は変異株多床室
・同一株と推定される陽性者は、多床室に入院させることも可

②宿泊療養
○変異株専用棟
・変異株陽性者専用宿泊施設を設置。
・宿泊施設の準備に時間を要するなどの場合は、フロアごとに分離
・定期的健康観察については頻度を多くする。(例：２回/日→３回/日など)

③自宅療養
・自宅内の個室内で療養を行うなど自宅内感染防止策を実施
・保健所による健康観察については、受動化せずに対応

2回連続陰性確認後、解除

（※）変異株陽性者の濃厚接触者等変異株陽性の疑いが強い新型コロナ陽性患者については、スクリーニング検査判明前に変異株陽性者として療養基準を適用